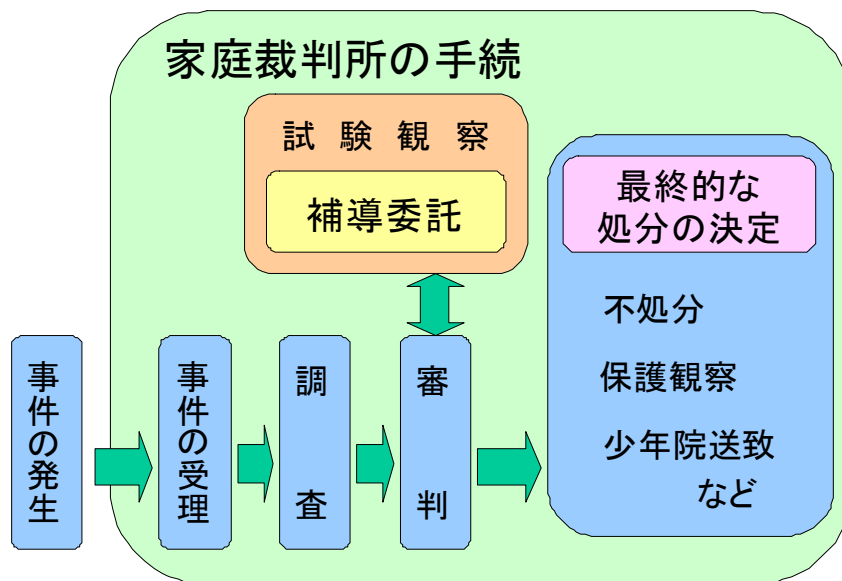


家庭裁判所における教育的な働きかけ ～社会奉仕活動を目的とした補導委託～

家庭裁判所における試験観察と補導委託

家庭裁判所では、非行のあった少年について、保護観察や、少年院送致などの処分を決めますが、しばらく少年の生活態度などを見てから処分を決めることもあり、これを「試験観察」といいます。



試験観察においては、少年が非行を繰り返すことがないように、様々な方法で教育的な働きかけを行っています。例えば、老人福祉施設や乳児院などの施設に少年を預けて指導してもらう「補導委託制度」を利用し、短期間社会奉仕活動に取り組みさせることがあります。



老人福祉施設における社会奉仕活動

例えば、少年を特別養護老人ホーム等に3日間程度通わせたりして、施設の職員の指導のもと、食事の介添えやお年寄りの話し相手、車いすでの移動の補助などの活動に参加させることをしています。

乳児院における社会奉仕活動

また、少年を乳児院に通わせて、子どもの遊び相手をしたり、抱っこをしたりするなどの保育活動の手伝いに参加させることもしています。



参加した少年は・・・

参加した少年の感想文をいくつか紹介します。

- ・「最初は話をしたい、手を貸してあげたいと思ってても行動できない自分がいやになった。でも、職員の方にアドバイスされて、しゃがんで入所者の方に視線を合わせたり、ゆっくり話しかけるように工夫したらうまくいった。お手伝いすると、ちょっとしたことでも「ありがとう。」と言われ、嬉しかった。いろんなことを学んだ3日間だった。」
- ・「職員のみなさんが一日中一生懸命働いているのを見て、働かずに遊んでばかりいる自分が恥ずかしくなった。これからは、社会のためになることをもっとやっていきたい。」

社会奉仕活動に参加することの効果

最近の非行少年の特徴として、自分の殻に閉じこもりがちなこと、他人とうまくコミュニケーションを取れないことなどが指摘されていますが、少年たちは、社会奉仕活動に参加する中で、自然と相手をいたわったり、思いやる気持ちを持つようになります。

また、ささいなことでも人から「ありがとう」と感謝されることを経験します。それを通じて大きな達成感が得られるので、相手の立場に立って考えることの大切さを身をもって実感することができます。

さらに、献身的に働く職員の姿に感銘を受けて、自らの生活を振り返る少年も少なくありません。

こうした経験が、立ち直りのきっかけになるものと考えられています。

